



「鴻巣市犯罪被害者等支援条例」を制定します

予期せぬ犯罪被害により、被害者となった方々は犯罪による直接的な被害だけでなく、精神的被害、経済的困窮などの様々な問題に苦しめられます。

そこで、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念及び支援の基本となる事項を定め、総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図ります。

なお、鴻巣警察署管内の北本市においても同日施行されます。2市と関係機関が連携しながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

【施行日】

令和6年4月1日

【見舞金の創設】

見舞金の種類	金額	支給要件	支給対象
遺族見舞金	30万円	犯罪行為による死亡	被害者遺族
傷害見舞金	10万円	犯罪行為により負傷又は疾病の療養に1月以上を要し、かつ病院又は診療所への入院を3日以上要したもの	被害者本人

支援の流れイメージ図

